

# 令和7年度萩博物館夏期特別展「絶滅動物展」 広報宣伝等業務に関する公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

この実施要領は、令和7年度夏期に萩博物館特別展・企画展開催実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開催する特別展「絶滅動物展」（以下「特別展」という。）の広報宣伝等の一括業務の受注候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2. 主催者

萩博物館特別展・企画展開催実行委員会

## 3. 業務の概要

### (1) 名称

令和7年度萩博物館夏期特別展「絶滅動物展」広報宣伝業務

### (2) 目的

萩博物館はコロナ禍の頃から他施設・行事との競合にさらされ、話題性や集客性におけるプレゼンスが低調気味となっている。また、昨今の学校現場での労務負担削減策や郵送費の高騰の影響もあり、かつて当館の展示会において最も効果的な広報手段であった学校を通じての児童・生徒へのチラシの個別配布が困難になりつつある。このような状況下で開催する令和7年7月19日（土）～同年9月21日（日）の萩博物館夏期特別展「絶滅動物展」（以下「特別展」という。）において、ターゲットに訴求しうる手段を考案して情報発信を行うことにより、最少でも会期中の来場者数30,000人を堅持すると共に、今後の夏期特別展ひいては萩博物館そのものにおける持続可能な広報宣伝体制を構築することを目指す。なお、特別展そのもののターゲットは、山口県および近県（広島県・福岡県・島根県の一部）の未就学児～小学生とその保護者とする。

### (3) 内容

特別展に関するテレビCM、コミュニケーションアプリ「LINE」による広報・集客手段、SNS広告、その他媒体による広報宣伝の企画・手配・撮影・編集及び放映・配信など。詳細は別紙仕様書による。

### (4) 期間

契約締結日の翌日から令和7年10月31日（金）まで

## 4. 提案上限額

金1,430千円（消費税および地方消費税（以下、「消費税」という。）を含む。）

## 5. 企画提案の内容

前年度の萩博物館夏期特別展（「海の妖怪展」）の来場者アンケートにおける広報手段の認知率（それを通じて展示会を知ったと答えた人の割合）は、チラシ57.3%、ポスター22.5%、萩博物館ホームページ11.2%、家族・知人10.8%、テレビ番組8.8%、テレビCM7.0%、ネット検索4.7%、

萩博物館 SNS 4.6%、各種情報誌 1.9%、萩市報 1.5%、他人の SNS 1.2%であった。今回の特別展では、開幕前の6月下旬～7月中旬に当実行委員会がポスター・チラシを山口県全域および近県（島根県・広島県・福岡県の一部を想定）の小学校および一部の幼稚園・保育園、文化施設、商業施設等に可能な限り配布し、そのコンテンツを萩博物館ホームページにも掲載する予定である。それを前提に、下記の3項目それぞれについて企画提案書（下記1 1 参照）を提出すると共に、プレゼンテーション（下記1 2 参照）を行うこと。なお、これまでの萩博物館夏期特別展のプロポーザル審査会では各広報手段に使用するコンテンツ（ビジュアル）の提案も求めていた。しかし、今回は別途展示制作を担う事業者が5月下旬～6月上旬にポスター・チラシ用のメインビジュアルを制作するのでそのデータの提供を受けて加工・編集したり、当実行委員会が4月下旬に提供する展示物や生物の画像等を使ってコンテンツを制作したりすることとなるため、企画提案時においてはコンテンツ（ビジュアル）の提案までは求めない。

### （1）テレビのスポットCMの展開案

テレビCMは、萩博物館の過去の夏期特別展において比較的集客効果があった広報手段である。しかし、近年とりわけ年配層や帰省客から萩博物館のテレビCMをあまり見かけなくなったという指摘があることを考慮し、最低限以上は実施すべく、下記について提案すること。

ア. 最少でも山口県内の1局以上での放映を前提に、放送局名、期間、時間帯、数量などの展開案。

### （2）コミュニケーションアプリ「LINE」による固定ファンの育成・来場促進の案

従来、萩博物館では不特定多数の人々に対する情報発信を行ってきたが、最近では山口県内の博物館等でもLINE公式アカウントを開設し、「固定ファン」の囲い込みや利活用促進が行われるようになってきている。当館でもコロナ禍の間に流出したターゲット層を取り戻し固定させていく必要があることから、今回の特別展を機にLINEを通じて登録者に情報発信して来場を促進したり萩博物館の「固定ファン」の育成・増加につなげたりすべく、下記について提案すること。

ア. LINE公式アカウントの開設及び初期設定を行い、その後、特別展の会期中の現実的かつ効果的なLINEの運用・展開・体制の案。なお、特別展の会期後の萩博物館の「固定ファン」の育成・増加にもつながる案が望ましい。

イ. 「友だち数」など、この手段を展開することによって目指す数値目標。

### （3）SNS広告などの広報手段の展開案

当実行委員会では過去数年間にわたり展示会のSNS広告やリスティング広告などを行ってきたが、当実行委員会にそれらを効果的に活用するマンパワーやスキルがないこと、効果が来場者アンケートに数字として表れにくいことから、依然として有力な広報手段にはなっていない。近年では保護者だけでなく小学生のスマホ所有率も上昇していること、今後の広報手段の主力となる可能性があることを考慮し、SNS広告等の広報手段に関し下記について提案すること。

ア. 各広報手段の運用・展開・体制についての具体的な案。

イ. 各々の手段の目標値。「表示回数」や「クリック数」だけでなく、「いいね数」や「エンゲージメント率」など、特別展への来場につながる意欲の高まりを窺い知ることのできる数値目標を複数掲げることが望ましい。

ウ. 一度リリースすると方針やコンテンツの変更が効きにくいテレビCMやポスター・チラシに対し、SNS広告などは来場動向に応じた柔軟な可変性が期待される。そのため、この項目で

提案する広報手段については、特別展の開幕後の来場動向に応じ、どの程度、どのように改変・調整することができるかという基準や方針も示すこと。

エ. 上記3 - (2) の通り、これまで有力な広報手段であった学校を通じての児童・生徒へのチラシの個別配布が困難になりつつある。一般的には、各市町の教育委員会を通じた電子チラシの配信に移行すると考えられるが、子供達にとっての認知効果が低下していく可能性がある。そこで、これを補完・代替することのできる策があれば、この項目の提案に絡めたり別途提案したりすること。

(6) 業務実行スケジュール

別紙仕様書に記載されている業務内容を実行するためのスケジュールを提案すること。

(7) 業務実施体制

別紙仕様書に記載されている業務内容を実行するための人員体制について提案すること。

(8) 過去の代表的な事業実績

下記8 - (1) の通り、令和4年度以降、国内の登録博物館または博物館相当施設における広報宣伝業務についての一覧は「概要実績」(様式2)に記載して提出することになる。そのうち、実績が今回の業務に役立つと考えられるものについて、その具体的な内容や実績を企画提案書に含めると共にプレゼンテーション(下記12)で説明すること。

## 6. 参加資格要件

この指名型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 山口県または隣接県(広島県・島根県・福岡県)に本店・支店・営業所又はその他の事業所を有する企業、NPO法人、その他の法人等であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等や、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)の統制の下にある団体等でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続き中でない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は(暴力排除条例等)に該当しない者。
- (5) 国税、地方税を滞納していない者。
- (6) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (7) 過去3年間(令和4年以降)、国内の「登録博物館」または「博物館相当施設」の展示制作業務を過去に少なくとも1回以上実施した実績を有すること。
- (8) 萩市競争入札参加資格を有する登録業者であること。もしくは、この先のプロポーザル審査会(4月18日)までに萩市競争入札参加資格を取得する・できる見込みがあること。

## 7. 問合せ先・提出先

萩市 商工観光部 萩博物館内

萩博物館特別展・企画展開催実行委員会事務局 担当：伊藤・川原・國弘

〒758-0057

山口県萩市大字堀内355番地

電話：0838-25-6447

FAX：0838-25-3142

E-mail：muse@city.hagi.lg.jp

## 8. 参加表明の方法

実施要領を閲覧した後、当プロポーザルへの参加を決定した者、及び参加検討の意思のある者は、下記の要領で書類を提出すること。

### (1) 提出書類

ア. 参加表明書 1部 (様式第1号)

イ. 事業者概要及び事業実績 1部 (様式第2号)

### (2) 提出方法

持参、郵送、FAX、E-mailによるPDFや大容量ストレージ等による電子データの提出をすること (提出した際は電話で確認すること)。なお、土曜日、日曜日、祝日、振替休日は、提出物の受け付けや電話対応は行わない。

### (3) 提出期限

令和7年3月28日 (金) 17時 (必着)

### (4) その他

ア. 書類の作成や提出に係る費用は提案者の負担とする。

イ. 書類提出後、個別事項に疑義がある場合は、実行委員会から質問することがある。

ウ. 提出後の書類を事務局が点検した結果、参加資格要件を満たさないと判断された場合や、虚偽の記載があった場合は、下記の現地説明会及び当プロポーザルへの参加は認められない。

エ. 後になって書類に虚偽の記載が発見された場合や、下記11-(1)-ウの納税証明書等が期日までに提出されなかった場合も、当プロポーザルへの参加が認められなくなるので注意すること。

オ. 参加表明の後に当プロポーザルへの参加を見送ることになった者は、辞退届 (任意様式) を上記7の提出先へ提出すること。

## 9. 現地説明会の実施

上記8の参加表明をした者は、下記の現地説明会に参加すること。現地説明会では、当業務の仕様書を配布し、実行委員会事務局から特別展に関する補足情報、展示予定会場、設備等の説明を行う他、質疑応答を行う。

### (1) 実施日時・場所

日時：令和7年4月1日 (月) 13時 場所：萩博物館 講座室

### (2) その他

- ア. 現地説明会は参加表明者全員に対し合同で行う。
- イ. 現地説明会に参加した後、当プロポーザルへの参加を見送ると判断した者は、上記 8 - (4) - オの辞退届の提出と合わせ、仕様書を上記 7 の提出先へ返却すること。
- ウ. 期日までに参加表明をしなかった者や、資料を提出しても内容により資格が認められなかった者は、現地説明会を含めそれ以降のステップに参加できない。
- エ. 上記 8 にて当プロポーザルへの参加資格が認められなかった者は、現地説明会への参加は認められない。

## 10. 質問の受付

- (1) 当プロポーザルの実施内容等に質問がある場合は、質問書（任意様式）を作成し、令和 7 年 4 月 8 日（火）正午までに、上記 7 の問合せ先にて、持参、郵送または FAX、E-mail による PDF や大容量ストレージ等による電子データの提出により受け付ける（送信した際は電話で確認すること）。なお、基本的に質問は土曜日・日曜日・祝日及び振替休日は受け付けない。
- (2) 質問者には、質問後数日以内に文書等で回答するとともに、質問及び回答内容を萩博物館ホームページに掲載する。（URL：<https://hagimuseum.jp/>）。

## 11. 企画提案にかかる書類の提出方法

上記 8 にて当プロポーザルへの参加資格が認められ、上記 9 の現地説明会に参加した者は、下記の要領で書類を提出することができる。

### (1) 提出書類

#### ア. 企画提案書 1 通及びその写しを 10 部

「様式第 3 号」を鑑とし、企画案は鑑を除いて A3 もしくは A4 用紙に片面 10 枚以内、または両面 5 枚以内にまとめて添付（企画提案の内容を補足する参考資料を含む。）。なお、企画提案書は 1 者につき 1 案までとする。

#### イ. 受託費用見積書 1 通及びその写しを 10 部

経費（企画構成経費、取材費、デザイン費、制作費、編集費等）の明細を算出し、その経費を記載すること。消費税を差し引いた金額で見積り、消費税相当額込みの金額も括弧書きで併記すること。

#### ウ. 納税証明書の原本または写し（国税、地方税の滞納がないことの書類）1 通

### (2) 提出方法

必要部数を持参または郵送すると共に、電子データを E-mail による PDF や大容量ストレージ等により提出すること（提出した際は電話で確認すること）。

### (3) 提出期限

令和 7 年 4 月 14 日（月）正午（必着）

### (4) その他留意事項

ア. 書類等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。

イ. 選定された者の企画提案書に係る著作権及び肖像権については、契約締結時に発注者に移転する。選定されなかった者の企画提案書に係る著作権及び肖像権については提案者に帰属する。企

- 画提案書に係る著作権及び肖像権について問題が生じた場合は、提案者が解決するものとする。
- ウ. 企画提案書等の提出後、個別事項に疑義がある場合は、実行委員会から質問することがある。
  - エ. 参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。
  - オ. 企画提案書は1者につき1案とする。

## 1 2. 審査・選考の方法

- (1) 令和7年度萩博物館夏期特別展「絶滅動物展」広報宣伝業務に係る業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、各社の企画提案書に基づきヒアリング（応募者によるプレゼンテーション及び質疑）を実施し、審査を行う。
  - ア. 実施日時 令和7年4月18日（金）午前 ※詳細は調整後別途連絡
  - イ. 実施場所 萩博物館 講座室（山口県萩市大字堀内355番地）
  - ウ. 実施方法
    - (ア) 参加者においては提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを実施し、提案内容を説明する。また、これに対する質疑に応答する。事前に提出された企画提案書の内容に關すること以外の説明は認めない。
    - (イ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とし、時間割等は別途通知する。
    - (ウ) 各者のプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。プレゼンテーションの時間は1者につき15～20分を予定しているが、詳細は調整後別途連絡する。
- (2) 審査会は、別途定める審査要領に基づき、各審査員が個別に審査採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して最も高い得点を得た者を最優秀提案者（受注候補者）として選定し、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。
- (3) 審査会への参加に係る旅費等の費用は提案者の負担とする。
- (4) 審査において次のいずれかに該当すると判明した場合、その提案者は失格とする。
  - ア. 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - イ. 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
  - ウ. 本実施要領及び関係法令において違反した場合

## 1 3. 審査結果の通知及び公表

審査結果（提案者本人の順位・得点、最高得点獲得者とその得点）は、提案者全員に文書で通知を行う。なお、審査結果に対する不服の申し立ては受け付けない。

## 1 4. 契約の締結

審査会による審査の結果、上記12により最優秀提案者に選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調の時は、上記12により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

## 1 5. 契約の変更

感染症や災害等の影響により、予定している特別展が中止または会期変更となることも想定され、これに伴う業務の延長や一部中止となる場合は、契約期間や委託料の契約変更を行うこととする。詳細については、契約前に協議を行い詰めることとする。

## 16. 契約の解除

受注者の参加資格要件、企画提案書等に虚偽の記載等が発生したときは、契約を解除することができるものとする。なお、受注者の都合により、発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

## 17. 契約までのスケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次の予定とする。ただし、参加表明書等・企画提案書等提出期限以外は状況に応じて前後する場合がある。

- (1) 参加表明の案内：令和7年3月26日（水）
- (2) 参加表明書等の提出期限：令和7年3月31日（月）15時（必着）
- (3) 現地説明会の実施：令和7年4月1日（火）13時
- (4) 質問の受付期限：令和7年4月8日（火）正午（必着）
- (5) 企画提案書等の提出期限：令和6年4月14日（月）正午（必着）
- (6) 審査会の実施：令和7年4月18日（金）午前 ※詳細は調整後別途連絡
- (7) 審査結果の通知：審査会の後3日以内（予定）
- (8) 企画提案等の協議：審査結果通知後ただちに
- (9) 契約締結予定日：令和7年4月中旬～下旬

## 18. その他の留意事項

- (1) 使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者、現地説明会に参加しない者は、企画提案書等を提出できないものとする。
- (3) 参考資料①、現地説明会（上記9参照）で配布する参考資料②③、仕様書、及びそれらの内容物を当業務の企画提案以外の目的で使用してはならない。
- (4) 企画提案書類等が提出期限までに提出されない場合は失格とする。
- (5) 上記の書類等の作成、提出及びヒアリング等に要する費用は、その一切を提出者の負担とする。
- (6) 提出された書類等は、返却しない。
- (7) 提出された書類等は、提出者に無断で使用しない。萩市は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、これらの書類等の複製、記録及び保存を行う。
- (8) 提出書類の不達又は遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、実行委員会はこの責を負わない。提出者は、電話若しくはE-mailの着信確認を行うなどの適切な対策を講じること。
- (9) 提出期限以降における書類や資料等の差し替え及び再提出は認めない。